

## 6. 災害時における議会及び議員の行動

### （1）初動期（発災から概ね3日）

■本会議、委員会、その他議員が出席して行う会議（以下「会議等」という）が開催中の場合

- ①議長及び委員長等（以下「議長等」という）は、直ちに会議等を休憩し、出席者及び傍聴人等の安全を確保する。
- ②議長等は、災害の状況により、その日の会議等を閉じる。
- ③議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
- ④委員会、会派の代表は、被害状況を議長に速やかに報告する。
- ⑤議長は、速やかに災害対策会議の設置を判断、決定する。

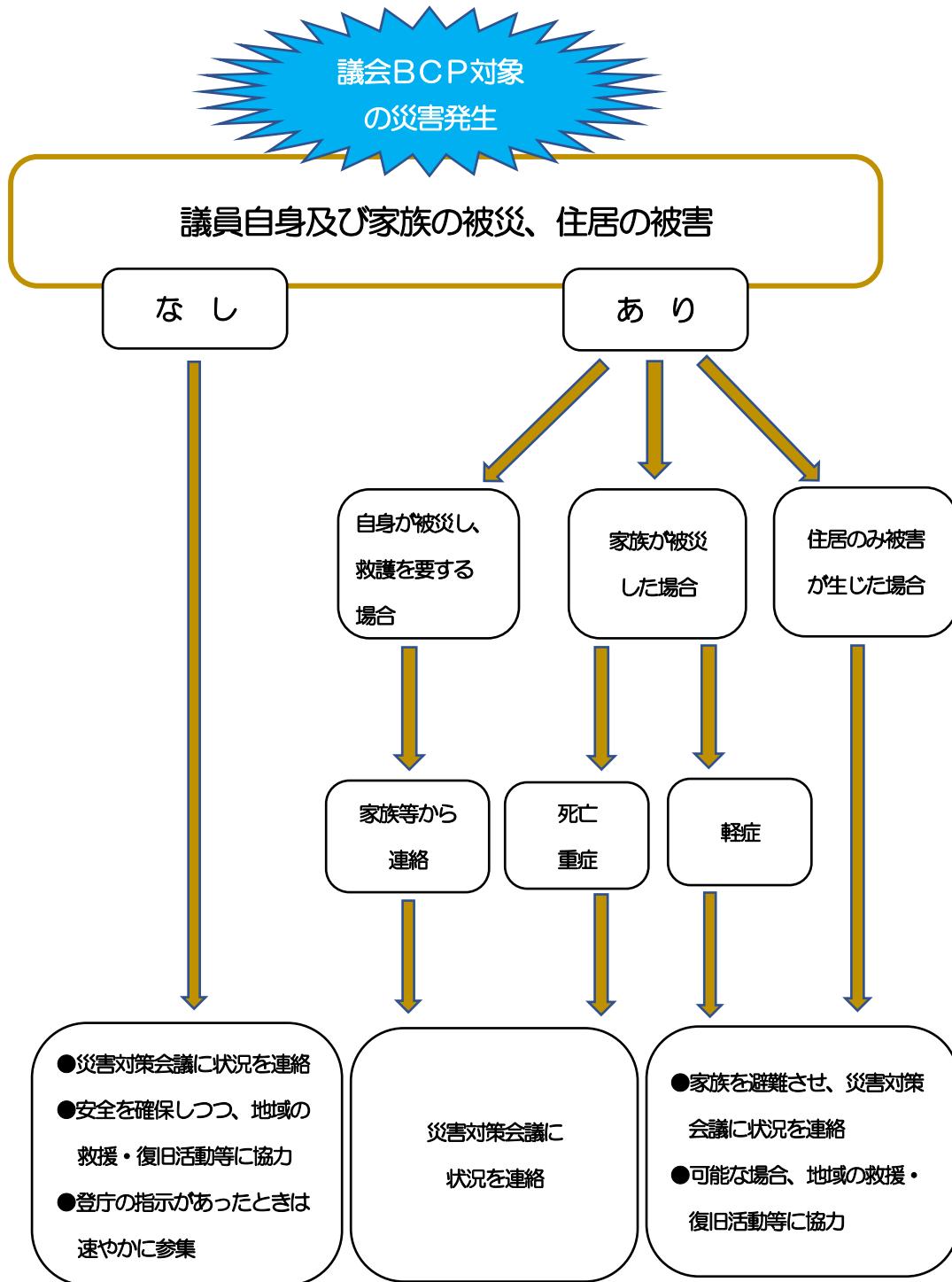
### ■上記以外の場合

- ①議長は、速やかに災害対策会議の設置を判断、決定する。
- ②災害対策会議を設置した場合は、速やかに災害対策会議を設置した旨をグループウェア（デスクネットツネオ）等を使用し、全議員に連絡する。
- ③議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先等を災害対策会議に報告する。
- ④議員は、災害対策会議からの指示があるまでは、議会BCPに基づき、個人の判断により行動する。
- ⑤議員は、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。
- ⑥議員は、被災及び避難所等の状況について、必要に応じて災害対策会議に報告する。

## ■委員会又は会派による視察を行っている場合

- ①視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長等に報告する。
- ②視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、本市の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰市（市内視察にあっては帰庁）する。
- ③議長は、本市の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市若しくは帰庁を命ずることができる。

【災害】初動期における議員の行動フロー



※議員は、自身が被災することも想定し、被害時における自身の行動形態や議会事務局との安否確認等連絡事項について、その伝達方法等を含めて家族間で定め、情報を共有しておくことが必要である。

## （2）応急期（概ね4日～10日程度）

- ①発災時から継続して、市対策本部と連携し、災害対策会議で収集・整理した情報を市対策本部へ提供するとともに議員へ情報提供をする。
- ②議長及び委員長等は、本会議、委員会その他必要な事項に係る今後の取組みや日程等について、検討を始める。

## （3）復旧・復興期（概ね11日目以降）

- ①災害対策会議は、市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求める。
- ②災害対策会議は、市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧及び復興が迅速に進むよう、必要に応じて市対策本部に対し、提案、提言及び要望等を行う。
- ③災害対策会議は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、災害対策会議にて検討・調整した内容について、必要に応じて近隣自治体の議会等とも連携を図りながら、国・県その他の関係機関に対し、要望等を行う。